

## 総合評価落札方式の試行について

### 1 総合評価落札方式とは

総合評価落札方式とは、公共工事の品質を高めるために、施工能力、過去の工事実績、工事成績等、価格に加えて価格以外の要素も含めて総合的に評価する落札方式です。

### 2 試行対象工事について

原則として、下記工事のうち総合評価落札方式による発注が望ましいと判断する工事において実施します。

土木一式（5,000万円以上）	建築一式（5,000万円以上）
管（1,500万円以上）	舗装（1,500万円以上）

### 3 入札方法について

事後審査型条件付一般競争入札(総合評価落札方式)により発注します。  
入札書と積算内訳書は郵便入札とします。  
価格以外の評価に関する資料は、調達契約課へ持参していただきます。

### 4 落札者決定基準について

価格点(80点満点)と価格以外の評価点(20点満点)を合計した点数が最も高い者を落札者(落札候補者)とします。

**総合評価点(100点満点) = 価格点(80点満点) + 価格以外の評価点(20点満点)**

総合評価点：価格その他の条件に基づいて総合的に算定した評価点

価格点：入札価格に基づいて算定する評価点

価格以外の評価点：施工能力等に基づいて算定する評価点

## 5 価格以外の評価点に係る評価項目について

下記の評価項目を基準に、個々の工事内容に応じて評価内容等を設定します。

### 【工事成績重視型における評価項目及び配点】

評価項目	評価内容	
工事成績 (4点満点)	過去5年間に津市から受注した、当該業種のAランクの工事成績平均点による評価	
工事実績 (2点満点)	過去10年間に官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事の元請実績件数による評価	
社会貢献 (2点満点)	経営事項審査 「その他の項目」	「労働福祉の状況」による評価
		「防災協定締結の有無」による評価
	I S O ( 9000s又は14001 ) 又はM - E M S 認証取得の有無による評価	
地域貢献 (2点満点)	自社又は1次下請けにおける市内本店業者施工率による評価	
手持ち工事量 (2点満点)	契約中の公共工事件数と当該業種における1級及び2級技術者数との比率による評価	
配置予定技術者 (7点満点)	過去5年間に津市から受注した、配置予定技術者における当該業種のAランクの工事成績平均点による評価	
	過去10年間に官公庁等から受注した、当該工事と同種・同規模工事における配置予定技術者の施工実績件数	
	配置予定技術者における、過去1年間のC P Dの合計取得単位数	
その他 (1点満点)	障がい者雇用の実績の有無による評価	
	労働安全衛生マネジメント認証の有無による評価	

評価項目等の詳細については個別公告ごとに表記させていただきます。

以上の評価項目の設定及び配点については、「三重県公共工事等総合評価意見聴取会」に意見を求めます。

## 6 価格点の算出方法について

(入札価格 > 低入札価格の場合)

$$\text{価格点} = 80\text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{低入札価格} - \text{失格価格})/100 + (\text{入札価格} - \text{低入札価格})}$$

(入札価格 ≤ 低入札価格の場合)

$$\text{価格点} = 80\text{点} \times \frac{\text{失格価格}}{\text{失格価格} + (\text{入札価格} - \text{失格価格})/100}$$

失格価格とは、失格基準価格

低入札価格とは、低入札価格調査基準価格のことです。

価格点は、小数点第6位以下を切り捨て、小数点第5位まで表示します。

## 7 落札者の決定方法

(例) 予定価格	=	1億円
低入札価格調査基準価格	=	9,000万円
失格基準価格	=	8,100万円

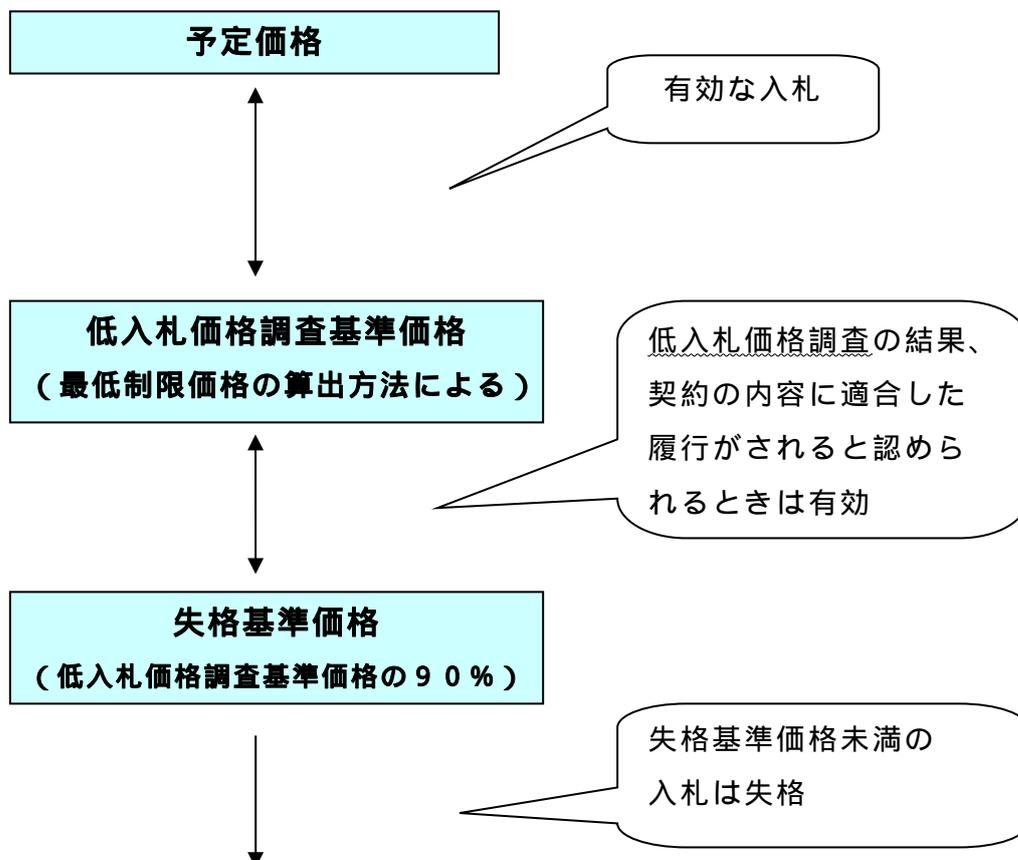
	A社	B社	C社
入札価格	9,500万円	9,000万円	8,500万円
価格点(80点満点)	75.27007点	79.91121点	79.96051点
価格以外の評価点 (20点満点)	14点	17点	12点
総合評価点(100点満点) (価格点 + 価格以外の評価点)	89.27007点	96.91121点	91.96051点
順位	3	1	2
落札者			

## 8 低入札価格調査基準価格について

津市では総合評価落札方式において、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあるものとして低入札価格調査基準価格（最低制限価格の算出方法による）を設定します。総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施し、調査の結果、落札（候補）者とならない場合があります。

## 9 失格基準価格について

津市では総合評価落札方式において、一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして失格基準価格（低入札価格調査基準価格に10分の9を乗じた額（1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））を設定します。失格基準価格未満の場合は、総合評価点の算出は行わず失格とします。



## 10 低入札価格調査について

総合評価点が最も高い者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回っていた場合は、低入札価格調査を実施します。

低入札価格調査は「津市低入札価格調査試行要領」及び「津市低入札価格調査マニュアル」に基づいて実施しますが、概要は以下のとおりです。

### (調査資料の提出)

低入札価格調査の対象となった者は、以下の資料を3部作成し、開札日から3日以内に調達契約課まで持参しなければなりません。

期限を過ぎての提出は一切受け付けないものとし、調査書を提出しない等、調査に協力しない場合は、入札を無効にするとともに、指名停止等の措置を行う場合があります。

- (ア) 当該価格で入札した理由(様式1)
- (イ) 下請業者計画書(様式2)及び施工体系図(任意様式)
- (ウ) 建設副産物の処分計画(様式3)
- (エ) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況(様式4)
- (オ) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況(様式5)
- (カ) 契約対象工事場所と入札者の事務所、倉庫等との関連(様式6)
- (キ) 手持ち資材の状況(様式7)
- (ク) 資材購入先との関係(様式8)
- (ケ) 手持ち機械数の状況(様式9)
- (コ) 労務者の確保計画(様式10)
- (サ) 労務者の配置計画(様式11)
- (シ) 過去に施工した公共工事名及び発注者の状況(様式12)
- (ス) 補足説明資料(様式13)
- (セ) 適用事項(様式14)
- (ソ) 誓約書(様式15)
- (タ) その他必要書類(必要に応じて求める。)

( 事情聴取等の実施 )

提出された調査資料を基に、事情聴取を実施します。事情聴取は原則として調査対象者の代表者から行います。

その他、必要に応じて関係機関への照会等を行う場合があります。

( 失格基準 )

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる以下の場合には落札者としません。

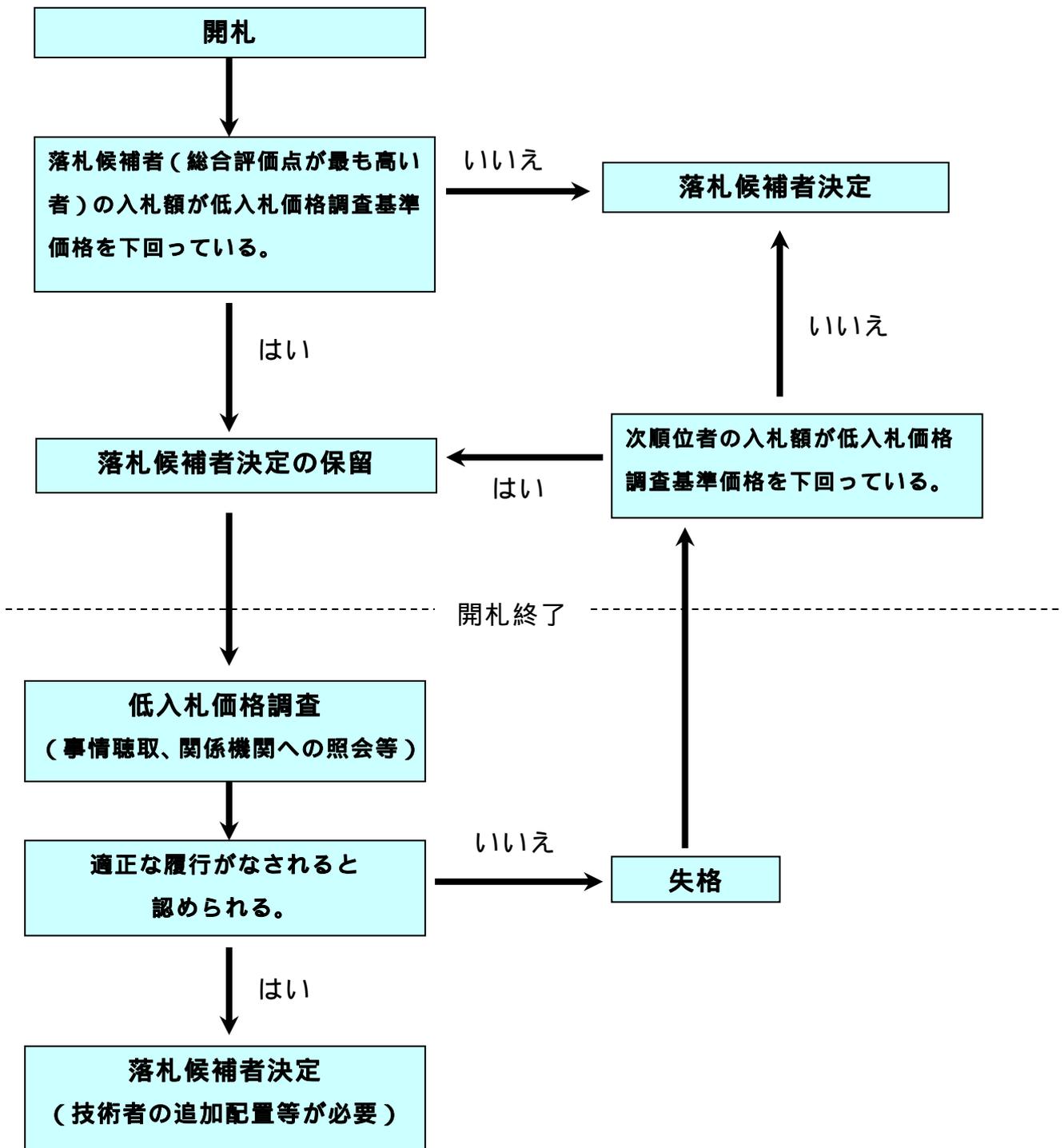
- ( 1 ) 設計仕様等に適合しない場合
- ( 2 ) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- ( 3 ) その他、適正な工事の履行がされないおそれがあると認められる場合

( 契約締結時の取扱い )

低入札価格調査対象者と契約する場合、以下の事項が適用されます。

- ( 1 ) 専任の担当技術者を 1 名追加配置すること  
( 専任の担当技術者は、公告に示す主任技術者等と同等以上の資格を有することとし、現場代理人との兼務は認められません。 )
- ( 2 ) 契約保証金を契約金額の 10 分の 3 以上の額とすること
- ( 3 ) 前払金を契約金額の 10 分の 2 以内の額とすること

(低入札価格調査に関するフロー図)



## 1 2 公告（発注）から契約締結までの流れ

